

まちだサポーターズ 会議運営細則

(総則)

第1条 この会は、会議の運営に関して、定款第9条および第10条の規定に基づいて本細則を定めます。

第2条 この会の会議は、総会と定例会の2種です。

(1) 総会は、定款第9条の規定に基づいて開催

(2) 定例会は、定款第10条の規定に基づいて開催

(総会)

第3条 総会は、この会の目的を達成するための意思決定をする場として全会員で構成します。

第4条 総会では、次に掲げる事項について審議議決します。

(1) 自主運営事業（事務局運営事業を除く）の経過報告

(2) 総務班預り金の収支報告及び会計監査報告

(3) 総務班の選任に関する事項

(4) 規則に関する事項

(5) その他運営に関する重要な事項

第5条 総会の議長は、その総会に参加した会員の中から選出します。

第6条 総会の議事は、あらかじめ通知した事項とし、総会への参加者総数の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長が決めます。

第7条 総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面表決書または委任状の提出で参加することができます。総会を欠席し、書面表決書または委任状の提出がない人は、今総会の参加者数から除外します。

第8条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成します。

(1) 日時および場所

(2) 総会員数・参加者数（書面表決書及び委任状を含む）

(3) 議案及び議事の経過及び結果

第9条 議事録には、総会出席者2名が署名します。

(定例会)

第10条 定例会は、名称「まちサポ^mT（読み：エムエムティー）」（^m= みんなで・もっと T=楽しくの略）として次に掲げる事項を話し合う場所として開催します。

(1) 意見交換・アイデア出し

(2) 方針検討・課題抽出

(3) 情報共有

(4) 交流・親睦

第11条 「まちサポ^mT」は、全会員に呼び掛けて開催します。

第12条 「まちサポ^mT」は、必要に応じて、外部からゲストを招へいすることができます。

(規則の変更)

第13条 この規則は、事務局と総務班の連絡会議で検討し必要に応じた変更を行います。ただし、変更が生じた場合は全会員へ通知します。

附則

1 この規則は、2021年11月21日から施行します。

2 2025年6月26日改定（第4条追記）